

楽天カード通信販売加盟店特約

第1条（総則）

1. 本特約は、当社と加盟店との間で締結した楽天カード加盟店規約（以下「加盟店規約」という）に付随するもので、加盟店が日本国内の施設において第2条に定める通信販売を行う場合に、本特約を承認の上、当社に通信販売加盟店としての加盟を申し込み、当社が適当と認めた場合に適用となります。
2. 本特約に定めのない事項は、加盟店規約によるものとします。

第2条（定義）

1. 通信販売とは、加盟店が原則として加盟店の宣伝媒体において、加盟店の取扱う商品等を広告することにより、会員がカードの提示及び署名をすることなく、クレジットカード番号・有効期限・会員氏名等必要な取引事項を加盟店に郵送・電話・ファクシミリ・その他の通信手段等で伝達することにより商品等の購入を申し込み、カードにより当該代金の決済を行う信用販売取引をいう。
2. 電子商取引とは、パソコン通信やインターネット通信（以下、総じて「コンピュータ通信」という）等、オンラインにより通信販売の申込みを受付ける信用販売取引をいう。
3. 本条に定めのない用語については、加盟店規約の用語と同一とする。

第3条（通信販売に係る広告）

1. 加盟店は、自己の責任と負担において通信販売に関する広告（コンピュータ通信による広告を含む）企画・製作を行うものとする。
2. 加盟店は、広告を実施するに際し、次の各号に定める事項を遵守するものとする。
 - (1) 特定商取引法、割賦販売法、景品表示法、消費者契約法、著作権法、商法及びその他法律等、その他関連法令等に違反しないこと
 - (2) 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと
 - (3) 公序良俗に反する表示をしないこと
 - (4) 当社が必要と認めた事項を表示すること
3. 当社のカードが利用できる旨明示された加盟店の宣伝媒体は、全て本特約の対象とする。

第4条（取扱商品）

加盟店は、通信販売を行う商品について、原則として事前に当社に通知し、当社の承認を得るものとする。

第5条（通信販売の方法）

1. 加盟店は、会員から通信販売の申し込みを受けたときは、その受付の都度当社所定の方法により、カードの有効性の確認等を行い、当社から通信販売の承認を得るものとする。当社からの承認が得られない場合は、当該通信販売を行わないものとする。当社が承認をした場合は、加盟店に承認番号を付与するものとする。
2. 加盟店は、当社所定の売上票にクレジットカード番号・会員氏名・有効期限等必要事項を記載し、通信販売を行うものとする。
3. 加盟店は、商品若しくは権利の発送日又は役務の提供日を通信販売日として、当社所定の売上票に記載するものとする。
4. 売上票に記載する金額は、当該通信販売代金（税金・送料を含む）のみとし、現金の立替え及び過去の売掛金等の精算等を含めることはできないものとする。また、通常1件の売上として処理されるべきものを分割等により売上票を複数にすることはでき

ないものとする。

5. 加盟店は、コンピュータ関連ソフトウェア等のオンライン通信によるダウンロード等、商品の配送を伴わない商品を取扱う場合は、事前に当社が定めた所定の方法により通信販売を行うものとする。

第6条（セキュリティ保持義務）

1. 加盟店は、本特約に関連して発生する業務の遂行にあたって、クレジットカード番号、有効期限等をインターネットを介して伝達する場合には、暗号化する等の安全化措置を講じるものとし、あらかじめその方法について当社の承諾を得るものとする。
2. 加盟店は、その責において、加盟店の保有する会員の情報を含む一切の情報及びシステムを第三者に閲覧、改ざん、破壊されないための措置をあらかじめ講じたうえで本特約を履行するものとし、
3. 前2項に定めるセキュリティ保持義務が守られなかった場合、加盟店はその全責任を負うものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとし、

第7条（売上データの作成）

加盟店は、当社が認めた場合、売上票に代わり電磁化した媒体により売上データを作成することができるものとする。この場合、当社が予め適当と認める方法による暗号化の処理を施してから売上データの授受を行うものとする。なお、コンピュータ技術の向上等にに伴い、当社が必要と認めた場合には、加盟店は、加盟店の負担において、暗号化の方法を当社の指示に従い変更するものとする。

第8条（申込データの保管等）

加盟店は、通信販売を行った会員からの申込データ及びそれに対するその後の処理経過をコンピュータ・ファイル等に、取引日ごとに整理して記録するものとする。

第9条（商品の引渡し時期）

1. 加盟店が会員に通信販売を行う場合、安全確実な方法により会員の指定する場所に速やかに（原則として通信販売の申込み受付日から起算して2週間以内）、商品等を引渡し又は提供するものとする。但し、商品等の引渡し又は提供することに遅延が生じる場合は、会員に対して書面をもって引渡し時期等を通知するものとする。
2. 加盟店は、会員が商品等の送付先として郵便局内私書箱・私設私書箱等の商品等の受領確認が不明確となるおそれのある住所を指定した場合、当該住所に商品等を発送しないものとし、会員にその旨連絡するものとする。万一、加盟店が商品等を発送した場合は当該通信販売売上代金及びこれによって生じた紛争について加盟店が全責任を負うものとする。
3. 加盟店がソフトウェアのダウンロード販売を行う場合は、当社が事前に承認した加盟店所定の方法による会員の購入承諾をもって商品等の発送とみなすものとする。
4. 加盟店は、通信販売に係る商品等を複数回に分けて又は継続的に引渡し若しくは提供する場合において、会員に対して書面をもって引渡時期、引渡期間又は提供時期、提供期間を通知するものとする。また、この場合において、加盟店の事由により商品等の全部又は一部の引渡し若しくは提供することが不能並びに困難となったときは、加盟店は直ちにその旨を会員及び当社に連絡するものとする。
5. 加盟店は、商品等の返品又は交換に関する事項について、会員に対して販売する時点において明記するものとする。
6. 加盟店は、会員から商品等の返品があった場合には、当該商品等が返却到着した日を基準日（カード売上日）として申込取消を受け付けるものとする。

第10条（通信販売における禁止事項等）

1. 加盟店は、当社所定の売上票を利用し、通信販売の立替金の請求を行うものとし、加盟店独自又は他のカード会社等が制定した売上票を流用することはできないものとする。また、当社所定の売上票は、加盟店の責任において保管、管理し、他に譲り渡す等の行為は一切できないものとする。
2. 加盟店は、売上票が汚損、破損等し、売上票の記載事項の全部又は一部の読取が不能なもの（不鮮明なものを含む）は取扱うことはできないものとする。また、売上票の金額訂正もできないものとする。
3. 加盟店は、第三者が有する債権を当該第三者から譲受け又は当該第三者に代わって加盟店による通信販売に係わる債権として当社に立替払請求することはできないものとする。

第11条（通信販売の支払い方法）

1. 加盟店が取扱うことができる通信販売の種類は当社が認める支払方法とする。
2. 通信販売の種類のうち、前項の支払方法の通信販売取扱期間は通年とし、ボーナス一括払いについては加盟店規約が定めるところとする。

第12条（商品等の瑕疵）

1. 加盟店は、次の各号に定める事由に該当する場合、加盟店の責任において、対処、解決にあたるものとする。
 - (1) 通信販売した商品等につき、その全部又は一部の引き渡し・提供がないとき
 - (2) 通信販売した商品等につき瑕疵のあったとき又は故障等について会員より返品・交換、その他の相談等があったとき
 - (3) 通信販売の勧誘方法、広告方法、販売方法、商品等の引渡し・提供方法、商品等のアフターサービスについて相談等があったとき
 - (4) 会員から加盟店に関する苦情、要請、相談等が当社にあった場合
 - (5) 会員と加盟店の間で前号まで及びその他の紛議等が生じた場合
2. 加盟店は、前項の紛議等の解決にあたり、当社の事前の承諾なく、当該会員に対して商品等代金を直接返還しないものとする。これに反したことにより生じる一切の責任は加盟店が負うものとする。

第13条（支払いの取消・留保）

1. 当社は、加盟店規約の立替払にかかわらず、売上票又は売上票に係る通信販売が、次の各号に定める事由に該当するときは、当該通信販売に係る当社の承認番号の有無にかかわらず、加盟店に対し当該代金の支払いを行わないものとする。また、これらの代金が支払済の場合には、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに当該支払済みの代金相当額を返還するか又は当該金額を加盟店に対する次回以降の支払金から差し引くことにより返還するものとする。
 - (1) 会員より自己の利用によるものではない旨の申し出が加盟店又は当社にあったとき
 - (2) 加盟店が提出した売上票が正当なものでないとき又は売上票の記載内容に不実不備があるとき
 - (3) 当社のカード以外のカードにて通信販売を行い、当社宛に支払請求をしたとき
 - (4) 本特約に違反して、通信販売を行ったとき
 - (5) 通信販売を行った日から10日を超え、60日以内に当社へ到着した売上票であって、当該売上票に係る通信販売の代金が、当社において会員より回収不能となったとき
 - (6) 通信販売を行った日から60日を超えて当社に到着した売上票であるとき

- (7) 通信販売を行った商品に関し瑕疵がある等、当社が会員から苦情、紛議等の通知を受けた日から、また、加盟店規約に支払い停止の抗弁事由については当社から加盟店に通知をした日から2ヶ月を経過しても解決しないとき
 - (8) 会員が通信販売により商品等の売買契約又はまたは役務提供契約を解約したにもかかわらず、加盟店が前条に定めるキャンセル手続を行わないとき
 - (9) 加盟店の事情により、会員に対する商品等の引渡し、提供が困難になったとき
 - (10) 加盟店が加盟店規約又は本特約に定める当社への協力・報告をしないとき
 - (11) 当社が加盟店から提出された売上票に疑義があることを理由として加盟店規約に定める調査を開始した場合において、当該調査開始日から30日が経過してもなお当該疑義が解消しないとき
 - (12) 当社が加盟店との本契約を解除した日以降又は本特約を解約するために申し出た指定解約日以降に通信販売されたものであるとき
2. 当社は、加盟店規約又は本特約の定めにかかわらず、次の各号に定める事由に該当するときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以降、当社が加盟店に対して支払うべき金額の全部又は一部の支払いを留保することができるものとする。
 - (1) 当社が、加盟店から提出された売上票に疑義がありと判断したとき
 - (2) 加盟店が契約の解除事由に該当したとき又は該当するおそれがあると当社が認めたとき
 3. 前項の支払留保後に当該留保事由が解消し、当社が当該留保金の全部又は一部の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に対し当該代金を支払うものとする。なお、この場合、当社は加盟店に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払義務を負わないものとし、加盟店はこれらを当社に請求しないことについて異議を申し立てないものとする。

第14条(無効カード等の取扱い)

加盟店は、次の各号に定める事由に該当するときは、会員に対する通信販売を拒絶し、直ちに当社にその事実を連絡し、且つ当社からの指示を仰ぎ、これに従うものとする。

- (1) 当社から無効を通知されたカード番号による通信販売の申し込みを受けたとき
- (2) 通信販売の申込者が会員本人以外であると疑われるとき
- (3) カード使用状況が明らかに不審と思われるとき

第15条(会員との継続的取引の中途解約)

加盟店が会員との間で通信販売により継続的に商品等を引き渡し又は提供する契約(以下「継続的取引契約」という)を締結した場合において、当該会員が法令等に基づき当該継続的取引契約の中途解約を申し出たとき及び当社の承認を前提とした当該会員との合意による当該継続的取引契約を中途解約するときは、加盟店は直ちにその旨と継続的取引契約の中途解約に伴う当該会員と合意した内容の精算方法を当社へ通知するものとする。

第16条(売上票の授受)

1. 加盟店は、通信販売における売上票を、支払方法別に区分し、当社所定の売上集計票を用いて各々集計のうえ当社に届けるものとする。
2. 加盟店は、会員に対する商品の発送・提供後2年間、当該通信販売商品に係る申し込みをした事実及び商品を発送・提供したことを証する書面等を保管するものとする。なお、この期間中当社は、いつでもそれらを閲覧又はそれらの事実を加盟店に対し請求することができるものとする。

第17条(円滑な通信販売)

1. 加盟店が電子商取引による通信販売を行う場合には、会員に関する一切の情報及びシ

システムを第三者に閲覧・改ざん・破壊されないためのセキュリティ保持のための措置をあらかじめ十分に講じるものとし、このセキュリティ保持のための措置義務が守られなかった場合、加盟店はその全責任を負うものとする。

2. 当社は、加盟店が行っている通信販売が当社に届け出たところから行われているかどうか、加盟店が行う通信販売が法令等に適合しているかどうか、加盟店のセキュリティ保持のための措置が十分に講じられているかについて、適宜調査することができるものとし、加盟店は当社の調査に協力するものとする。
3. 当社は、加盟店の行う通信販売について、取扱商品等及び通信販売方法等が本特約に基づく通信販売として不適当と判断したとき及び当社が加盟店のセキュリティ保持のための措置を不十分と判断したときは、加盟店に対しこれらの変更・改善等の措置を請求できるものとする。なお、加盟店は、当社から請求があった場合、直ちに変更・改善等の措置をとるとともにその結果を当社に報告するものとする。
4. 前項の場合、当社は、加盟店による変更・改善等の措置がとられるまでの間は、加盟店による通信販売を停止し、加盟店に対する通信販売に係る商品等代金の立替払いを留保することができるものとする。なお、留保金には利息を付さないものとする。

第18条（商品等の受領書）

加盟店は、当社が求めた場合は、通信販売に係る会員の商品等の受領書又は通信販売した商品等の明細書等を当社に提出するものとする。

第19条（加盟店規約及び本特約の解除）

1. 本特約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。但し、加盟店又は当社が期間満了1ヶ月前までに書面をもって本特約を更新しない旨の通知をしないときは、本特約は更に1年間更新し、以後はこの例によるものとする。
2. 前項に関わらず、加盟店又は当社は、書面により3ヶ月前までに相手方に予告することにより本特約を解約できるものとする。
3. 加盟店規約が失効した場合、本特約も当然に失効するものとする。

第20条（特約終了後の措置）

1. 本特約が終了した場合、契約終了日までに行われた通信販売は有効に存続するものとし、加盟店及び当社は、通信販売を本特約に従い取扱うものとします。但し、加盟店と当社が別途合意した場合はこの限りではないものとする。
2. 加盟店は、加盟店規約の契約解除事由が発生した場合、当社は、既に支払請求を受けている売上について、支払いを取消すか、会員から当該売上代金の支払いを受けるまで加盟店に対する支払いを留保することができるものとする。
3. 加盟店は、本特約が終了後、直ちに、加盟店の負担において本特約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければならない。また、本特約終了以後に会員より通信販売の申込があった場合には、これを拒絶するとともに、当該会員に対して本特約に基づく取引を中止した旨を告知しなければならないものとする。

第21条（本特約の変更）

当社は、加盟店に通知又は当社のホームページ上であらかじめ告知をすることにより、本特約を変更することができるものとします。

以上

(2012年1月1日改定)